

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の6第1項第一号若しくは第二号又は第18条第38項第一号若しくは第二号	仮使用の認定	建築指導課

- 1 審査基準は、特定行政庁の認定にあつては、工事中の建築物の安全確保について（昭和53年11月7日付け建設省住指発第805号建設省住宅局建築指導課長通達、仮使用承認制度の的確な運用について（平成9年3月31日付け建設省住指発第169号建設省住宅局建築指導課長通達）により一部改正）仮使用承認準則に定める基準を審査基準とする。

建築主事の認定にあつては、平成27年国土交通省告示第247号第1に定める基準を審査基準とする。

- 2 標準処理期間は、21日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。